

令和7年度 放課後子ども対策課（児童館及び学童保育クラブ）  
会計年度任用職員（児童館・学童アシスタント(登録制)）募集要項

1 職名

児童館・学童アシスタント（登録制）

※児童館とは、0～18歳未満の児童が健全な遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を積極的に図るための施設です。子どもたちの遊びや自主的な活動の支援、子育て支援事業等を行います。

※学童保育クラブ（放課後児童健全育成事業）とは、放課後等、家庭での保育にあたることのできない家庭の小学1～6年生の児童を保育する施設です。

2 募集期間

| 任用予定日     | 募集期間                           |
|-----------|--------------------------------|
| 令和7年5月1日  | 令和7年3月26日(水)～<br>令和7年4月9日(水)   |
| 令和7年6月1日  | 令和7年4月21日(月)～<br>令和7年5月9日(金)   |
| 令和7年7月1日  | 令和7年5月21日(水)～<br>令和7年6月4日(水)   |
| 令和7年8月1日  | 令和7年6月23日(月)～<br>令和7年7月4日(金)   |
| 令和7年9月1日  | 令和7年7月22日(火)～<br>令和7年8月6日(水)   |
| 令和7年10月1日 | 令和7年8月25日(月)～<br>令和7年9月5日(金)   |
| 令和7年11月1日 | 令和7年9月24日(水)～<br>令和7年10月8日(水)  |
| 令和7年12月1日 | 令和7年10月24日(金)～<br>令和7年11月7日(金) |
| 令和8年1月1日  | 令和7年11月25日(火)～<br>令和7年12月9日(火) |

3 募集方法

目黒区公式ウェブサイトへ募集記事を掲載します。募集要項を目黒区総合庁舎本館6階放課後子ども対策課放課後子ども事業係(令和7年3月31日までは目黒区総合庁舎本館2階 放課後子ども対策課児童館係)にて配布します。

#### 4 募集人数

若干名

- (1) 任用状況により、募集人数は変動し、募集期間中に募集を終了する場合がありますので、最新の状況をお問い合わせください。
- (2) 児童館及び学童保育クラブと合わせた募集人数です。どちらかの所属への任用となります。

#### 5 任用までの流れ

- (1) 書類審査
- (2) 任用を予定する児童館・学童保育クラブの館長と個別面接を行います。
- (3) 任用となりましたら、任用関係書類を送付しますので、必要書類をそろえていただき、ご提出ください。
- (4) それぞれの任用予定日より勤務開始予定。

#### 6 応募資格

国籍・年齢・性別は問いませんが、日本語による業務ができ、子どもの動きに対応できる体力のあるかた。

下記(1)～(4)のいずれかに該当するかたは、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

#### 7 職務内容

- ・利用する児童の遊びや生活支援補助
- ・障害児の支援介助補助
- ・行事等の企画、実施の補助
- ・各施設における日常業務の補助

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所(課)において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

## 8 職務系又は職種

福祉系

## 9 任用期間

それぞれの任用予定日から令和8年3月31日までの間で、区が指定する日  
なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度任用を行わない場合もあります。

また、職員の配置状況や学童保育クラブの在籍児童の状況により、年度途中において、勤務を要しない月および日が発生することや、勤務場所が変更になることがあります。

## 10 勤務日

### (1) 児童館

日曜日から土曜日のうち月20日以内（第1・第3・第5日曜日及び土曜日は原則勤務）

※勤務シフトによるローテーション勤務です。休日は、連休にならない場合があります。

※年未年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日は休日です。

### (2) 学童保育クラブ

月曜日から土曜日のうち月20日以内（月曜日及び土曜日は原則勤務）

※勤務シフトによるローテーション勤務です。休日は、連休にならない場合があります。

※年未年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日は休日です。

## 11 勤務時間

### (1) 児童館

午前8時15分から午後6時までの間の6時間（実働）。

勤務日によって、以下の勤務時間により、勤務シフトを割り振ります。基本は、10時もしくは、11時からの勤務です。

- ・午前8時15分から午後3時15分まで
- ・午前9時00分から午後4時00分まで
- ・午前9時30分から午後4時30分まで
- ・午前10時00分から午後5時00分まで
- ・午前10時15分から午後5時15分まで
- ・午前11時00分から午後6時00分まで

（いずれも午後0時から1時、午後1時から2時までの休憩1時間を含む）

### (2) 学童保育クラブ

午前8時から午後7時までの間の6時間（実働）。

勤務日によって、以下の勤務時間により、勤務シフトを割り振ります。基本は、11時15分からの勤務です。

- ・午前8時から午後3時まで
- ・午前8時15分から午後3時15分まで
- ・午前8時30分から午後3時30分まで
- ・午前9時00分から午後4時00分まで
- ・午前9時30分から午後4時30分まで
- ・午前10時00分から午後5時00分まで
- ・午前11時00分から午後6時00分まで
- ・午前11時15分から午後6時15分まで
- ・午後0時から午後7時まで

(いずれも午後0時から1時、午後1時から2時または午後2時から午後3時までの休憩1時間を含む)

## 1.2 勤務場所

目黒区直営の各児童館もしくは学童保育クラブ

※敷地内禁煙（屋外喫煙所なし）

## 1.3 報酬額等

時給 約1,472円（地域手当相当額を含む）

任用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末手当等を支給します。

（期末手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります）。

報酬等の支給日は、毎月15日（実績払い）です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

## 1.4 休暇等

年次有給休暇等は、任期や勤務日数に応じて付与されます。詳細は、ご確認ください。

この他、一定の条件を満たした場合に、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

## 1.5 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

## 1.6 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

## 1 7 社会保険及び雇用保険の適用

1 週間の勤務時間数が 2 0 時間以上の方は厚生年金、健康保険、雇用保険が適用される場合があります。

### 【適用になった場合に加入する健康保険】

東京都職員共済組合

(なお、退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き 1 年以上組合員である必要があります。(任用期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が 1 年を超える必要があります。))

## 1 8 健康管理

年 1 回定期総合健康診断等を実施します。

5 月 1 日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

## 1 9 その他

1 週間の勤務時間数が 2 0 時間以上の方は、目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

## 2 0 申込方法

### (1) 提出書類

ア 任用履歴書(6 か月以内の写真添付)

※ご提出いただいた応募書類は返却しません。

### (2) 提出期限

1 ページ 項番 2 募集期間を確認してください。

### (3) 提出方法

封筒に「児童館・学童アシスタント(登録制)任用申込」と明記し、前掲(1)の提出書類を、目黒区総合庁舎本館 6 階 放課後子ども対策課放課後子ども事業係(令和 7 年 3 月 31 日までは目黒区総合庁舎本館 2 階 放課後子ども対策課児童館係)へ、郵送または持参してください。

(4) 各任用の募集期間までに応募していただいたかたから順に審査・面接します。

## 2 1 申込先

目黒区総合庁舎本館 6 階 放課後子ども対策課放課後子ども事業係(令和 7 年 3 月 31 日までは目黒区総合庁舎本館 2 階 放課後子ども対策課児童館係)

〒153-8573 東京都目黒区上目黒 2-19-15 電話 03(5722)6831

受付時間 月曜日から金曜日。午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで。

以 上